

# 固定資産税（償却資産）

## 申告の手引き

令和8年度申告用



2025年12月改定版

申告書の提出期限： 令和8年2月2日（月）

申告書の提出先： 〒807-0198

（問い合わせ先） 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 税務課 課税係

電話：093-223-3534（直通）

- 郵送や電子申告（eLTAX：エルタックス）でも償却資産申告書が提出できます。
- 郵送で提出の場合は、封筒に「償却資産申告書在中」と朱書きしてください。なお、控えの返送を希望する場合は、宛名の記入及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。  
返信用封筒が同封されていない場合は、返送することができませんのでご了承ください。
- 電話やFAXによる申告は受け付けできません。

# 目 次

## I 償却資産について

1 償却資産とは ······	1
2 償却資産の種類と例 ······	2
3 業種別の主な償却資産 ······	2

## II 償却資産の申告について

1 申告が必要な方 ······	3
2 リース資産の申告について ······	3
3 提出していただく書類 ······	3
4 企業の電算処理により申告をされる場合 ······	5
5 申告する資産 ······	5
6 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合 ······	6
7 実地調査のお願い ······	6
8 国税資料等の閲覧について ······	6
9 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱いについて ······	6

## III 申告書類の作成方法

1 作成の単位 ······	8
2 作成していただく書類 ······	8
3 取得価額と耐用年数 ······	8

## IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法 ······	9
2 税額の計算方法 ······	9

## V 申告書類の書き方

1 償却資産申告書の書き方 ······	11
2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方 ······	12
3 種類別明細書（減少資産用）の書き方 ······	13

# | 償却資産について

## 1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、自動車税または軽自動車税がかかるもの、無形のものや少額減価償却資産・一括償却資産を除きます。

## 2 償却資産の種類と例

償却資産は、1構築物、2機械及び装置、3船舶、4航空機、5車両及び運搬具、6工具・器具及び備品の6種類に分類され、それぞれの主な資産の例は以下のとおりです。

種類		資産の例
1 構築物	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設など
	建物附属設備	<ol style="list-style-type: none"><li>1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備など</li><li>2 家屋の貸借人（テナント）が事業のために取り付けた内装、造作、建築設備など</li></ol>
2 機械及び装置		工作機械・印刷機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置など
3 船舶		遊覧船、ボート、はしけなど
4 航空機		飛行機、ヘリコプターなど
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなど（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」「9」「90～99及び900～999」）、台車など ※ <u>自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。</u> 農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
6 工具・器具及び備品		事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器など

### 3 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の例
事務系	タイムレコーダー（5）、事務机（15）、椅子（15）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、金庫（20）、コピー機（5）、エアコン（6）、パーソナルコンピュータ（サーバ用のものを除く）（4）、LAN配線（10）、その他
喫茶・飲食店	看板（10）、食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、レジスター（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、エアコン（6）、その他
理・美容業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5）、レジスター（5）、サインポール（3）、エアコン（6）、湯沸かし器（6）、その他
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）、レジスター（5）、エアコン（6）、その他
小売店	冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（6又は8）、レジスター（5）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）、エアコン（6）、看板（10）、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、冷蔵庫（6）、陳列ケース（6又は8）、電子秤（5）、レジスター（5）、エアコン（6）、その他
自動車修理業	旋盤（15）、プレス（15）、圧縮機（15）、測定工具（5）、検査工具（5）、舗装路面（10又は15）、その他
金属加工業	受・変電設備（15）、舗装路面（10又は15）、旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10）、圧縮機（10）、測定・検査工具（5）、その他
開業医	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療ユニット（7）、その他
不動産貸付業	舗装路面（10又は15）、立体駐車場のターンテーブル及び機器部分（10）、金属造の塀（10）、コンクリート造の塀（15）、ルームエアコン（6）、その他

( ) 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数

## II 償却資産の申告について

### 1 申告が必要な方

毎年1月1日現在で、芦屋町に償却資産を所有している法人や個人の方が対象となります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 共有資産は、代表者を決めて申告してください。
- 事業を始めたが償却資産を所有していない場合や、廃業・解散・移転などがあった場合も申告してください。

### 2 リース資産の申告について

- (1) ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされました。固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社などの資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。
- (2) 所有権移転ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が20万円未満のものは申告対象になりません。

### 3 提出していただく書類

- (1) 新規に事業を始めた方（初めて申告される方）

申告内容	提出書類		
	償却資産申告書	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
償却資産を所有している方	○	○	×
償却資産を所有していない方	○	×	×

(2) 事業を継続される方（前年度までに申告された方）

申告内容	提出書類		
	償却資産申告書	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
増加した資産がある方	○	○	×
減少した資産がある方	○	×	○
増加・減少資産の両方ある方	○	○	○
資産の増減がない方	○	×	×
廃業・転出された方	○	×	×
該当する資産がない方	○	×	×

(3) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ・課税標準の特例がある資産・・・・・・・・・・・・特例届出書、事実を証明する書類
- ・非課税資産・・・・・・・・・・・・非課税適用届出書、事実を証明する書類
- ・短縮耐用年数を適用された場合・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）
- ・増加償却をされた場合・・・・・・・・税務署長への届出書（写）
- ・陳腐化資産の一時償却された場合・・・・・・・・国税局長の承認通知書（写）
- ・減免該当資産を所有された場合・・・・・・・・減免申請書、事実を証明する書類

## 4 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、全資産申告の形式での提出が必要です。

次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、必ず本町の申告書（またはお知らせのはがき）を添付してください。 2 評価額（ $\text{ホ}$ ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用、 減少資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類　・資産の名称　・数量　・取得年月　・取得価額 ・耐用年数（改正耐用年数も含む）　・特例率（該当有の場合） ・増加事由（1～4） 2 評価額は 9、10 ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4 減少した資産を種類別明細書(減少資産用)に記入してください。 5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

## 5 申告する償却資産

毎年 1 月 1 日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産。次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後 1 月 1 日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済み資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約内容が割賦販売と同等である資産
- ⑧ 取得価額が 30 万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の適用により即時償却した資産

(2) 租税特別措置法の規定により中小企業者等が、取得価額 1 件当たり 30 万円未満の減価償却資産（その合計額 300 万円未満まで）を損金算入した場合の有形減価償却資産

## **6 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合**

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

## **7 実地調査のお願い**

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。また、実地調査等に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、5年度分まで遡及して修正することができますので、ご了承ください。

## **8 国税資料等の閲覧について**

芦屋町では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、芦屋町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## **9 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱いについて**

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区別して評価をしています。

### **（1）家屋と設備等の所有者が同じ場合**

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

### **（2）家屋と設備等の所有者が異なる場合**

家屋の賃借人（テナント）などが取り付けた内装、造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

〈 建物附属設備における家屋との区分一覧表 〉

区分	家屋に含めるもの	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯コンセント配線設備</li> <li>・蛍光灯用器具、白熱灯用器具</li> <li>・出退表示設備</li> <li>・呼出信号設備</li> <li>・自動車管制設備</li> <li>・盜難非常通報装置</li> <li>・電話配線設備</li> <li>・電気時計配線設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用発電設備</li> <li>・受変電設備</li> <li>・ネオンサイン</li> <li>・スポットライト、投光器</li> <li>・家屋と分離している屋外照明設備</li> <li>・分電盤より外側の配線</li> <li>・電話機、電話交換機</li> <li>・親子時計</li> <li>・中央監視装置 ・LAN 配線</li> </ul>
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水設備（受水槽を含む）</li> <li>・排水設備</li> <li>・中央式給油設備 ・衛生設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外給水管、屋外配水管</li> <li>・配管のない瞬間湯沸器</li> <li>・独立した煙突、給水塔</li> </ul>
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーターより外側の配管</li> </ul>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備</li> <li>・冷暖房設備</li> <li>・換気設備、換気扇、天井扇</li> <li>・ベンチレーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルームエアコン</li> </ul>
運搬設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気送管設備</li> <li>・事務用ベルトコンベアーエquipment</li> <li>・エレベーター、ダムウェーター</li> <li>・エスカレーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場用ベルトコンベアー</li> <li>・気送子</li> <li>・垂直型連続運搬装置</li> </ul>
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場用特殊機器、舞台</li> <li>・固定椅子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り外しの容易な簡易間仕切り</li> <li>・夜間金庫 ・機械式駐車場</li> </ul>
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨等の非常階段</li> <li>・ポーチ ・テラス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車置場</li> <li>・簡易物置</li> </ul>

※ 表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体になって家屋の効用を高めるための設備ではなく、生産用または特定の事業用設備（例：水を大量に使用する化学工場の給排水設備）などは、家屋に含めず、償却資産の申告対象となります。また、「家屋に含めないもの」は固定資産税（償却資産）の課税対象となるものの一部を記載しています。

### III 申告書類の作成方法

#### 1 作成の単位

資産の所在する市町村ごとに 「償却資産申告書」、「種類別明細書」 を作成してください。

また、芦屋町内に 2 か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。

#### 2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」の欄にその旨記入してください。
種類別明細書	<p>1 資産内容が印字されていない場合 令和 8 年 1 月 1 日現在に所有しているすべての資産を記入してください。</p> <p>2 資産内容が印字されている場合 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。前年内に増減があった資産を増加資産用・減少資産用明細書に記入してください。</p>

#### 3 取得価額と耐用年数

##### (1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料関税などのその償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。取得価額の算出方法は、法人税または所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

##### (2) 耐用年数

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には次の 3 種類があります。

① 法定耐用年数 ····· 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。

※通常は、この耐用年数により申告してください。

② 中古見積耐用年数 ····· 耐用年数省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数。

③ 短縮耐用年数 ····· 法人税法または所得税法の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

## IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

### 1 評価額の計算方法

申告された資産を1品ずつ、次の算式によって計算します。

(1) 前年中に取得のもの

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

(2) 前年前に取得のもの

$$\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[例] 取得価額 250,000円、取得時期 29年2月、耐用年数4年のパソコンの場合

(耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率………0.781)

(耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率………0.562)

$$\text{平成30年度} = 250,000 \text{円} \times 0.781 = 195,250 \text{円}$$

$$\text{平成31年度} = 195,250 \text{円} \times 0.562 = 109,730 \text{円}$$

$$\text{令和2年度} = 109,730 \text{円} \times 0.562 = 61,668 \text{円}$$

$$\text{令和3年度} = 61,668 \text{円} \times 0.562 = 34,657 \text{円}$$

$$\text{令和4年度} = 34,657 \text{円} \times 0.562 = 19,477 \text{円}$$

$$\text{令和5年度} = 19,477 \text{円} \times 0.562 = 10,946 \text{円} < 12,500 \text{円}$$

●令和5年で算出額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなりますので、  
以降12,500円で評価されます。

### 2 税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{税額} \\ (\text{100円未満切り捨て}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準額※} \\ (1,000円未満切り捨て) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税率} \\ (1.4\%) \end{array}}$$

※課税標準額とは1つの市町村内に所在する資産の価格の合計です。

#### 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

[例] A町とB町に資産をお持ちのC社の場合、

・A町所在の資産の合計の課税標準額が1,457,000円→課税されません。

・B町所在の資産の合計の課税標準額が1,689,000円→課税されます。

〈 減価残存率表 〉

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		
	前年中取得 $(1 - r / 2)$ (*1)	前年前取得 $(1 - r)$				
				前年中取得 $(1 - r / 2)$	前年前取得 $(1 - r)$	
—			31年	0.964	0.928	
2年	0.658	0.316	32年	0.965	0.931	
3年	0.732	0.464	33年	0.966	0.933	
4年	0.781	0.562	34年	0.967	0.934	
5年	0.815	0.631	35年	0.968	0.936	
6年	0.840	0.681	36年	0.969	0.938	
7年	0.860	0.720	37年	0.970	0.940	
8年	0.875	0.750	38年	0.970	0.941	
9年	0.887	0.774	39年	0.971	0.943	
10年	0.897	0.794	40年	0.972	0.944	
11年	0.905	0.811	41年	0.972	0.945	
12年	0.912	0.825	42年	0.973	0.947	
13年	0.919	0.838	43年	0.974	0.948	
14年	0.924	0.848	44年	0.974	0.949	
15年	0.929	0.858	45年	0.975	0.950	
16年	0.933	0.866	46年	0.975	0.951	
17年	0.936	0.873	47年	0.976	0.952	
18年	0.940	0.880	48年	0.976	0.953	
19年	0.943	0.886	49年	0.977	0.954	
20年	0.945	0.891	50年	0.977	0.955	
21年	0.948	0.896	51年	0.978	0.956	
22年	0.950	0.901	52年	0.978	0.957	
23年	0.952	0.905	53年	0.978	0.957	
24年	0.954	0.908	54年	0.979	0.958	
25年	0.956	0.912	55年	0.979	0.959	
26年	0.957	0.915	56年	0.980	0.960	
27年	0.959	0.918	57年	0.980	0.960	
28年	0.960	0.921	58年	0.980	0.961	
29年	0.962	0.924	59年	0.981	0.962	
30年	0.963	0.926	60年	0.981	0.962	

(\*1) r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

## V 申告書類の書き方

## 1 償却資産申告書の書き方

- ① 住所・・・・・・・・・・・・・・・ 住所（又は納税通知書送付先）、電話番号を記載してください。

② 氏名・・・・・・・・・・・・・・・ 氏名及びふりがなを記載してください。また、個人の場合は屋号  
法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を記載してください。

③ 個人番号又は法人番号・・・・・・・・・・・ 個人番号または法人番号を記載してください。

④ この申告に応答する・・・・・・・・・・・ この申告において、直接応答できる方の係名、氏名、電話番号を  
ものの係及び氏名 記載してください。

⑤ 税理士等の氏名・・・・・・・・・・・ 関与税理士の氏名、電話番号を記載してください。

⑥ 前年前に取得したもの（イ）・・・・・・・ 前年度までに申告された資産の取得価格を記載してください。

⑦ 前年中に減少したもの（ロ）・・・・・・・ 前年中に減少したものの取得価格を記載してください。

※今年初めて申告される方は、記載しないでください。

⑧ 前年中に取得したもの（ハ）・・・・・・・ 前年中に増加したもの及び前年中に申告漏れになっていたものの  
取得価格を記載してください。

⑨ 計（イ）-（ロ）+（ハ）・・・・・・・ 毎年1月1日現在の全資産の取得価格を記載してください。

⑩ 事業所等資産の所在地・・・・・・・ 芦屋町内の資産の所在地を記載してください。

⑪ 借用資産・・・・・・・・・・・・・・・ 借用資産がある場合は、貸主の氏名を記載してください。

⑫ 備考・・・・・・・・・・・・・・・ 住所（資産の所在地）や名称の変更がある場合は記載してく  
ださい。また、資産の増減がない場合は「増減なし」と記載してく  
ださい。課税標準の特例が適用される資産がある場合は、適用条文  
を記載してください。

## 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

所有者ハガキ 999999999		令和8年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者氏名 株式会社 萩原工業所		1枚から 枚数	
行番号	登録コード	資産の名称等	数量	販売区分		(イ) 取得価額		(ロ) 消費税率		(ハ) 減価償却額		※課税標準額	増加事由	摘要	記入例
				品目	単位	(万)	(千)	税率	減価償却率	年間	月間				
01	2	記載の必要はありません	1	4	24	4	1,430,000	1.0%	1.0%	1,430,000	1.0%	1,430,000	①・2 3・4	①・2 3・4	
02	5		1	4	24	6	190,000	4.0%	4.0%	190,000	4.0%	190,000	②・4	②・4	
03	6		1	4	24	4	700,000	6.0%	6.0%	700,000	6.0%	700,000	③・2 3・4	③・2 3・4	
04		以下余白													
05															
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
		小計					1,900,000								

記 入 例

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。

前年1月2日から本年1月1日までの間に、新たに取得した資産及び前年中に申告漏れになっていた資産を記載してください。

ただし、初めて申告される方は、本年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。

- ① 資産の種類・・・・・・・・・・・・ 1種から6種までを記載してください。（1ページ参照）
- ② 資産の名称等・・・・・・・・・・・・ 資産の名称を記載してください。
- ③ 数量・・・・・・・・・・・・ 資産の数量を記載してください。
- ④ 取得年月・・・・・・・・・・・・ 資産を取得した年月を記載してください。  
「昭和」→「3」、「平成」→「4」、「令和」→「5」
- ⑤ 取得価額(イ)・・・・・・・・・・・・ 資産の取得された価格を記載してください。なお、消費税は会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑥ 耐用年数・・・・・・・・・・・・ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
- ⑦ 増加事由・・・・・・・・・・・・ 該当する事由の番号を○で囲んでください。  
事由（1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他）
- ⑧ 摘要・・・・・・・・・・・・ 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記載してください。
- ⑨ 小計・・・・・・・・・・・・ ページごとに増加した取得価格の合計を記載してください。

### 3 種類別明細書（減少資産用）の書き方

所有者コード			令和3年度 種類別明細書（減少資産用）										所有者氏名	株式会社 桜星工業所	登録番号
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価格	単位	減少理由	減少区分	摘要						
01	2	10002345 ポンプレッサ...	1	3/60/5	3,550,000	13	61	①②・3・4	①・2						
02	6	10006789 エアコン	1	3/62/3	560,000	6	63	①②・3・4	①・2						
03		以下余白						1・2・3・4	1・2						
04								1・2・3・4	1・2						
05		同封した種類別明細書の資産コードを記載してください。							1・2						
06									1・2						
07									1・2						
08									1・2						
09									1・2						
10									1・2						
11									1・2						
12									1・2						
13									1・2						
14									1・2						
15									1・2						
16									1・2						
17									1・2						
18									1・2						
19									1・2						
20									1・2						
			小計	2	1164,000										

注記：「減少理由」欄は、①売却、②減失、③移動による減少、④その他（記入欄）また、「減少区分」欄、「耐用年数」欄、2-1番目（リサイクル料金）欄を利用して下さい。

前年1月2日から本年1月1日までの間に、売却、滅失、移動などで減少した資産について申告してください。

- ① 資産の種類・・・・・・・・・・・・ 1種から6種までを記載してください。（1ページ参照）
- ② 資産コード・・・・・・・・・・・・ 種類別明細書の資産コードを記載してください。
- ③ 資産の名称・・・・・・・・・・・・ 資産の名称を記載してください。
- ④ 数量・・・・・・・・・・・・ 減少する資産の数量を記載してください。
- ⑤ 取得年月日・・・・・・・・・・・・ 資産を取得した年月を記載してください。  
「昭和」→「3」、「平成」→「4」、「令和」→「5」
- ⑥ 取得価格・・・・・・・・・・・・ 資産が一部減少した場合に、その減少した資産の取得価格を記載してください。なお、消費税は会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑦ 耐用年数・・・・・・・・・・・・ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
- ⑧ 増加事由・・・・・・・・・・・・ 該当する事由の番号を○で囲んでください。  
事由（1 売却、2 減失、3 移動による減少、4 その他）  
区分（1 全部、2 一部）
- ⑨ 小計・・・・・・・・・・・・ ページごとに減少した取得価格の合計を記載してください。